

湖西市告示 第48号

令和8年度 湖西市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり告示する。

令和 8年 3月 // 日

湖西市長 田内 浩之



令和 8 年度

一般廃棄物処理実施計画

湖西市

目 次

【計画の目的】	1
【ごみ処理計画】	1
第1 一般廃棄物の状況	1
第2 ごみの発生・排出抑制	1
第3 ごみ資源化計画	2
第4 ごみ収集運搬計画	4
第5 ごみ処理施設	9
第6 中間処理計画	10
第7 埋立処分場計画	11
第8 一般廃棄物処理の委託	11
【生活排水処理計画】	12
第1 生活排水処理の状況	12
第2 適切な生活排水処理施設の整備	12
第3 し尿・汚泥処理計画	13
第4 し尿・汚泥処理施設	14

令和 8 年度 湖西市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 及び湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年湖西市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、湖西市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

【計画の目的】

本計画は、令和 8 年度における湖西市内から発生する一般廃棄物の処理に関し、発生・排出抑制、分別・資源化、収集運搬、中間処理及び最終処分に関する計画を定め、一般廃棄物の減量と適正な処理及び再資源化の促進を図ることを目的とする。

【ごみ処理計画】

第 1 一般廃棄物の状況

1 対象地域及び人口

湖西市全域、人口 56,971 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）

2 排出計画量

（単位：t）

	排出計画量	内訳		
		家庭系	事業系	直接資源化
燃やせるごみ	15,115	9,656	5,459	
燃やせないごみ	585	552	33	
粗大ごみ	727	723	4	
資源ごみ	4,938	1,382	2,059	1,497
集団回収	87			87
その他（非鉄類、廃タイヤなど）	46	46		
合計	21,498	12,359	7,555	1,584

※一人 1 日あたりの量 1,034g

第 2 ごみの発生・排出抑制

1 目標

ごみ処理による環境への負荷を軽減するために、前年度対比で一人一日あたりのごみ排出量削減を目指す。

2 施策

(1) 家庭等での 3R 促進のための情報提供、啓発

ア 各種冊子・パンフレットや広報紙、イベント等により情報提供と啓発を行う。

イ 地域や団体の要望に応じ、出前講座、ごみ・資源物の正しい出し方説明会等を実施する。

ウ 市ウェブサイトやごみ分別アプリで情報提供を行うとともに、提供する情報の充実を図る。

(2) 生ごみ減量化対策

ア 生ごみ減量化容器等の購入者に対する補助金の交付（コンポスト容器、電気式生ごみ処理機等）を行う。

イ 生ごみ削減型容器キエーロの普及、啓発、促進のため、希望する市民に無償配布を行う。

第3 ごみ資源化計画

1 目標

資源循環型社会の実現のためにリサイクル率の向上を図る。

2 施策

(1) 情報提供、啓発

- ア 各種冊子・パンフレットや広報紙、イベント等を通じて情報提供と啓発を行う。
- イ 地域や団体の要望に応じ、出前講座、資源物の正しい出し方説明会等を実施する。
- ウ 市ウェブサイトやごみ分別アプリで情報提供を行うとともに、提供する情報の充実を図る。

(2) リサイクル資源集団回収の支援

リサイクル資源集団回収を実施する団体へ、奨励金を交付するとともに、提供する情報の充実を図る。

(3) 資源物収集事業

家庭から排出する資源物を品目ごとに収集し、再資源化を促進する。

品目	収集場所
飲料水缶	一時集積所
ガラスびん	
ペットボトル	
乾電池	
スプレー缶、ライター	
小型家電（電池内蔵）	
新聞	[共通] 北部地区多目的センター 新居地域センター 西部地域センター 健康福祉センター
雑誌・雑がみ	
ダンボール	
古布	[古紙のみ] 一部の一時集積所
パソコン、携帯電話等	[共通] 環境センター 市役所 北部多目的センター 新居地域センター 西部地域センター 健康福祉センター 南部構造改善センター はつらつセンター
廃食油	[パソコン、携帯電話等のみ] ふれあい交流館 [廃食油のみ] 浄化センター ファミリープラザあらい ENEOS 浜名湖 SS

(4) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による資源化

家電リサイクル法に基づく処理を実施し、資源化を図る。

(5) 家電製品の資源化事業

一般廃棄物として発生する家電製品（家電リサイクル法及び資源有効利用促進法対象品目を除く。）の資源化を実施するにあたり、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、適正な処理に努める。

(6) 草木竹類の資源化事業

一般廃棄物として発生する草木類及び粗大可燃ごみの資源化处理及び直接資源化を行い、焼却ごみの減量を図る。

浜松環境維持管理(株)	浜松市中央区佐浜町 5366-1	草木竹類のチップ化 (堆肥化材)
(株)中野町チップ	浜松市中央区伊左地町 3005-4	木くず、可燃粗大 (製紙、燃料用チップ)

(7) 廃タイヤの再生利用

不法投棄等により搬入された廃タイヤについては、市長が認める資源化处理業者へ委託する。

(株)栄タイヤ	浜松市中央区馬郡町 959-13	自動車タイヤ等
---------	------------------	---------

(8) 廃食用油回収事業

家庭から排出される植物性廃食用油の回収により資源化を促進する。

(9) インクカートリッジ回収事業

家庭から排出されるインクジェットプリンターのインクカートリッジの回収拠点を公共施設に設置し、インクカートリッジ里帰りプロジェクトに引渡して再資源化を促進する。

3 再資源化計画量

市の再資源化計画量は次表のとおりである。

品目	資源化計画量(t)
びん	249
飲料水缶	68
ペットボトル	175
古紙類	1,454
古布 (布団含む)	179
草木	2,264
パソコン・携帯電話	3
廃食油	6
その他 (非鉄類、木製家具など)	291

4 一般廃棄物再生利用指定業者

一般廃棄物が再生利用されることが確実であると市長が認めた事業者を省令第2条第2号及び第2条の3第2号の規定に基づき、湖西市一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱に規定し、資源化の促進を図る。

第4 ごみ収集運搬計画

1 目標

市民生活の安定のために、適正な分別収集・運搬業務を実施する。

2 収集体系

ごみの収集・運搬体系は、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）と、事業所から排出される廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）で分ける。

3 家庭系廃棄物

(1) 原則

市民は、家庭系廃棄物を各家庭で処理区分に応じた分別をした後、自治会等で決められた一時集積所へ収集日の午前8時までには排出する。市は、適切に排出された家庭系廃棄物を収集する。

(2) 排出方法

一時集積所への排出方法及び収集日については、本計画に定めるもののほか、令和8年度分別収集カレンダー及び家庭用ごみガイドブックに定める。

(3) 排出場所

一時集積所は、周辺的生活環境の保全及び清潔の保持のため、自治会等が設置場所を決め、その維持管理を行う。

(4) 収集運搬計画

収集運搬計画は次表に定める。

収集項目	収集回数	収集主体	収集項目	収集回数	収集主体
燃やせるごみ	週2回	委託	古紙、古布	随時	委託
燃やせないごみ	隔週1回	委託	スプレー缶 カセットボンベ	隔週1回	委託
ガラスびん (透明・茶色・その他)	隔週1回	委託	小型家電(電池内蔵)	隔週1回	委託
飲料水缶	隔週1回	委託	粗大ごみ戸別収集	随時	直営・許可
ペットボトル	週1回	委託	パソコン 携帯電話等	随時	直営
乾電池	隔週1回	委託	ルール違反ごみ 等	随時	直営・委託

(5) 直接持込

ア 家庭ごみの持ち込みにあつては、市が定める搬入規定(家庭系)に従うものとする。

イ 家庭ごみの持込みについては、条例第17条に定める手数料を徴収するものとする。

(6) 粗大ごみの処理

粗大ごみは以下の方法で処理するものとする。

① 市が指定する処理施設へ自己搬入する。

② 市の粗大ごみ戸別収集制度を利用する。処理手数料は、湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第17条に定める手数料を徴収するものとする。

③ 市の許可業者に収集を依頼する。

(7) 許可業者の指定

家庭系廃棄物収集運搬許可業者は次表のとおりとする。

許可業者	事業所所在地	電話番号
浜名環保(株)	坊瀬 255-2	573-1102
環境保全(株)	新居町中之郷 1771	594-2323

4 事業系一般廃棄物

ここでいう事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

ただし、産業廃棄物と一般廃棄物との分別が困難な場合に限り、家庭系廃棄物と同等と市長が認めるものは一般廃棄物とみなし、市が処分することができるものとする。

(1) 原則

ア 事業系一般廃棄物は、一時集積所・資源物回収拠点へ排出してはならない。

イ 事業系一般廃棄物を処理しようとする者は、条例第 15 条及び規則第 9 条の規定に基づき届出を提出しなければならない。

ウ 事業系一般廃棄物は、事業所で分別後、以下の方法で処理するものとする。

① 市の許可業者に収集運搬を委託する。

② 市の分別基準に従い搬入先へ自己搬入する。

③ 資源物となる新聞、雑誌、ダンボール並びに缶、びん及びペットボトル等を自らが資源化をするものとする。

(2) 排出方法

排出方法については本計画に定めるもののほか、事業系ごみガイドブックに定める。

事業系一般廃棄物の分別区分は、次表に定める。

品目	例	注意点
古紙	新聞、雑誌・雑がみ、ダンボール、オフィス紙等	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる古紙は、資源回収業者に処理を委託する。 ・リサイクルできない紙（カーボン紙、窓付き封筒等）は燃やせるごみとして一般廃棄物収集運搬業者に運搬を委託するなど、自らの責任において処理する。 ・建築工事等に係る紙くずや、製紙、出版、印刷物加工業者から生じた紙くずは、産業廃棄物の紙くずに該当する。
生ごみ	食品の食べ残し、食品の売れ残り、調理残渣、魚アラ、野菜くず等	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等により自らの責任においてごみの減量に努める。 ・食品製造事業等から生じた生ごみは、産業廃棄物の動植物性残さに該当する。 ・リサイクルできない産業廃棄物以外の生ごみは、一般廃棄物収集運搬業者に運搬を委託するなど、自らの責任において処理する。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、ごみの減量、リサイクルに努める。 ・農業等で発生する野菜くずは、畑へのすき込みを行うか一般廃棄物収集運搬業者へ委託するなど、自らの責任において処理する。
草木類 木くず	剪定枝葉、刈り草、木製家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる木製家具類は、市が指定する資源化施設へ搬入する。 ・剪定枝葉、刈り草は市が指定する施設へ搬入するか、自らの責任において資源化する。 ・建築工事にかかる木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは産業廃棄物の木くずに該当する。
古布	制服、衣類、カーテン等	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を委託する。 ・建築工事等に係る繊維くずや、繊維工業から生じた木綿屑等の天然繊維くずは、産業廃棄物の繊維くずに該当する。
廃プラスチック類	弁当箱、ボールペン、コップ等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所で使用された文房具類等は、一般廃棄物収集運搬業者に運搬を委託するなど自らの責任において処理する。 ・事業所から発生する左記以外の廃プラスチック類は産業廃棄物に該当する。
飲料水缶	飲料水缶	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から生じた飲料水缶は、自らの責任において資源化を行う。
ガラスびん	飲料水びん	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じたびんは、自らの責任において資源化を行う。
ペットボトル	飲料ペットボトル、食品ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じたペットボトルは、自らの責任において資源化を行う。

(4) 自社搬入

ア 自社搬入は、別に定める搬入規定（事業系）に従うものとする。

イ 自社搬入によるごみ処理手数料は、条例第 17 条に定める手数料を徴収するものとする。

(5) 許可業者による搬入

ア 許可業者が市の施設へ搬入する場合には、条例第 17 条にに基づく手数料を徴収するものとする。

イ 湖西市環境センターへ一般廃棄物を搬入する許可業者は、その内容の確認を行い、処理困難物を搬入しないこと。

(6) 許可業者の指定

令和 8 年度の一般廃棄物収集運搬許可業者は次表のとおりとする。

許可番号	許可業者	事業所所在地	電話番号	車両台数		収集地域
				家庭系ごみ	事業系ごみ	
1	浜名環保(株)	坊瀬 255-2	573-1102	家庭系ごみ 事業系ごみ	27	市内全域
2	(株)ハイクリーン湖西	白須賀 5218-5	579-1811	事業系ごみ	5	市内全域
3	(有)丸重田中商店	鷲津 2468-6	576-0096	事業系ごみ	2	市内全域
4	(有)フクセイ田中	梅田 295-6	577-1873	事業系ごみ	4	市内全域
5	(有)山本実商店	新所 83	578-1968	事業系ごみ	6	市内全域
6	(有)伊藤商店	鷲津 410-30	576-2323	事業系ごみ	2	市内全域
7	(株)星山金属	吉美 2950	579-0382	事業系ごみ	11	市内全域
8	環境保全(株)	新居町中之郷 1771	594-2323	家庭系ごみ 事業系ごみ	15	市内全域

5 特別管理一般廃棄物

(1) 原則

家庭及び事業所で発生する特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を含む。）は、市では処理をしない。

(2) 自己処理

特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物等）は、自己の責任において次の方法により処理するものとする。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）

第 4 条の 2 で規定する処理基準を遵守した自己処理をする。

イ 特別管理産業廃棄物処理業の許可業者に処理を委託する。

ウ 家庭から排出される感染性一般廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物については、医療機関を通して処理する。

6 医療系一般廃棄物

(1) 病院等から排出される医療系一般廃棄物

病院等から排出される医療系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）は、自社の責任において次の方法により処理するものとする。

ア 市許可業者へ収集運搬を委託する。

イ 医療に使用するオムツのうち、感染性でないものは医療系一般廃棄物として処理する。

(2) 家庭から排出される医療系一般廃棄物

家庭から排出される医療系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）は、次の方法により処理するものとする。

ア かかりつけの医療機関を通して処理する。

イ 以下の表に示す品目に限り、家庭廃棄物の燃やせるごみと同じ方法で排出することができる。

品目	注射筒
	透析パック及び付属チューブ
	流動食パック及び延長チューブ
	経腸栄養剤・栄養調整食の容器

7 処理困難物

次表に掲げる品目は、市の施設では処理が困難であることから、販売店、専門業者等に引取を依頼する。

区 分	品 目
有毒性のあるもの	農薬・殺虫剤等の薬品類、水銀使用製品（体温計は除く）等
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、ペンキ、プロパンガスボンベ、廃油類、消火器、在宅医療器具（注射器）等
処理困難なもの（容積、重量又は長さが著しく大きい者、堅牢な物）	FRP製品、ピアノ、耐火金庫、自動車（二輪を含む。）、自動車及び自動二輪車用タイヤ、自動車部品、エンジン付き機器類、家庭からの排出量11枚以上、事業系排出量等
家電リサイクル法に基づくもの	ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶式、プラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、エアコン室外機、衣類乾燥機等
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	

8 火災残材

一般家庭の住宅が火災により、被災して発生した残材は、湖西市火災等残材物の搬入に関する要綱に基づき処分することができる。

9 市が処理する産業廃棄物

排出者	排出場所許可業者	処理対象物	搬入先	計画量(t)
湖西市下水道事業管理者	湖西浄化センター	下水道汚泥	湖西市環境センター	960
	新居浄化センター			

1 焼却施設

施設名	所在地	処理方式	備考
湖西市環境センター	吉美 3294-47	全連続燃焼流動床式	R6. 2～再稼働

2 破碎及び選別施設

施設名	所在地	処理方式
リサイクルプラザ	吉美 3294-47	横型衝撃・せん断回転式・油圧駆動 2 軸回転引裂式・分別及び選別ライン

3 埋立処分施設

施設名	所在地	処理方式	備考
湖西市笠子廃棄物処分場	白須賀 3985-1961	セル&サンドイッチ方式	埋立休止
湖西市新居一般廃棄物処分場	新居町内山 2263	セル&サンドイッチ方式	

4 資源物関係施設

施設名	所在地	処理方式
リサイクルプラザ	吉美 3294-47	ペットボトル圧縮梱包、缶選別圧縮、ビン・紙類・古布・金属・乾電池・蛍光管・粗大選別
環境保全㈱	新居町中之郷 1771	ペットボトル圧縮梱包

5 保管施設

施設名	所在地	品目
リサイクルプラザ	吉美 3294-47	ペットボトル・プラ製容器包装類・ビン・缶・乾電池・蛍光管・粗大
環境保全㈱	新居町中之郷 1771	ペットボトル
ストックヤード	吉美 3294-177	パソコン・携帯電話等

1 目標

資源の有効利用及び埋立量削減のため、適正な中間処理業務を実施する。

2 実施計画

中間処理実施計画は次表に定める。

対象物	中間処理施設	処理計画量(t)	資源化計画量及び処理残渣(t)	
可燃ごみ	湖西市環境センター	14,571	焼却残渣	529
			金属資源物	142
			焼却飛灰	1,099
不燃ごみ 粗大ごみ	リサイクルプラザ	923	破碎可燃物	358
			破碎不燃物	385
			金属資源物	180
びん	リサイクルプラザ	249	無色カレット	109
			茶色カレット	92
			その他カレット	48
缶	リサイクルプラザ	69	スチール	12
			アルミ	56
	集団回収		アルミ	1
ペットボトル	リサイクルプラザ	175	ペットボトル	132
	民間施設			43
乾電池	リサイクルプラザ	37	廃乾電池	37
蛍光管	リサイクルプラザ	1	廃蛍光管	1
紙・布類・布団	リサイクルプラザ	1,633		53
	民間施設		古紙・古布等	1,495
	集団回収			85
草・木・竹	笠子廃棄物処分場	2,264	チップ	1,974
			幹類	290
廃タイヤ	リサイクルプラザ	2	廃タイヤ	2
廃食油	廃食油用施設	3	廃食油	3
パソコン 携帯電話等	リサイクルプラザ ストックヤード	6	パソコン 携帯電話等	6

1 環境保全を前提とし、適正かつ周辺環境に配慮した埋立を実施する。

2 実施対象

埋立処分を実施する廃棄物は、次表のとおりとする。

種類	内容
破碎不燃物	破碎処理後に発生する不燃残渣
ガレキ類	家庭から直接持ち込まれる煉瓦、ブロック等
其他不燃物	破碎処理できない不燃ごみ
焼却飛灰	焼却処理後に発生する飛灰
焼却残渣	焼却処理後に発生する残渣（不燃物）

3 実施計画

最終処分実施計画は次表に定める。

最終処分場	埋立物	処分量(t)	処理物搬入元	備考
新居一般廃棄物処分場	焼却飛灰	1,099	環境センター	可燃ごみ焼却飛灰
	焼却残渣	529	環境センター	焼却残渣（不燃物）
	其他不燃	63	家庭系直接	災害ガレキ等

第8 一般廃棄物処理の委託

1 目標

市で発生する一般廃棄物のうち、一部品目を他市において委託処理を実施する。

2 実施対象

他市で処理される、市で排出する一般廃棄物は次表のとおりとする。

市名	内容
豊橋市	一般廃棄物（使用済み小型電子機器等）

3 実施計画

他市で処理する一般廃棄物の実施計画は次表に定める。

搬入先	対象物	処理量(t)
(株)中野町チップ	木くず	2
(株)栄タイヤ	廃タイヤ	2
(株)紅久	使用済み小型電子機器等	2

第1 生活排水処理の状況

1 対象地域

湖西市内全域

2 生活排水処理形態人口

項目	処理区域		計画人口	処理区域内人口	利用人口
計画処理区域内人口	市内全域		56,971	56,971	56,971
水洗化・生活雑排水処理人口	市内全域		56,971	43,016	39,863
下水道	事業計画区域	浜名湖処理区	27,313	15,696	12,806
		新居処理区	11,589	9,788	8,355
合併処理浄化槽	市内全域		18,069	17,532	18,702
単独処理浄化槽	市内全域			13,389	16,243
くみ取り	市内全域			566	865

第2 適切な生活排水処理施設の整備

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設はそれぞれに長所・短所があり、地域に最適な生活排水処理施設を設定し、整備する必要がある。

このため、市内に広く分布する集落内の密集度が低く、かつ集落ごとの距離が離れている地区については、合併処理浄化槽の整備を推進する。

1 合併処理浄化槽の設置推進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業計画区域外の地区に合併処理浄化槽（高度処理型）の設置替えに対して補助金を交付する。

令和8年度実施計画 設置補助基数 26基

2 浄化槽の維持管理

浄化槽の保守点検、清掃、法定検査について、各種説明会、戸別訪問、「広報こさい」等を通じ、啓発を行う。

3 公共下水道

概ね整備が完了している処理区域の下水道接続を推進し、接続率（水洗化率）の向上を図る。

1 収集運搬計画量

廃棄物の種類	し尿(t)	浄化槽汚泥(t)	計(t)
収集量	1,413	27,951	29,364

2 収集運搬計画

収集運搬計画は次表に定める。

収集地域又は排出元	収集運搬	所在地	収集主体	収集方法	収集回数	搬入先
市内指定区域	環境保全(株)	新居町中之郷 1771	許可	バキューム車	随時	衛生プラント
市内指定区域	浜名環境(株)	坊瀬 255-2	許可	バキューム車	随時	衛生プラント
市内指定区域	(株)ハイクリーン湖西	白須賀 5218-5	許可	バキューム車	随時	衛生プラント
湖西市衛生プラント	(株)市川環境エンジニアリング	千葉県市川市田尻 2-11-25	委託	コンテナ車	6回/年	茨城県結城市ときわ化研(株)
湖西市衛生プラント	三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713	委託	コンテナ車	6回/年	三重県伊賀市三重中央開発(株)

3 許可業者の指定

収集・運搬する許可業者は次表に定める。

許可番号	許可業者	事業所所在地	電話番号	車両台数	収集地域
1	浜名環境(株)	坊瀬 255-2	573-1102	し尿 浄化槽汚泥 10	市指定全域
2	(株)ハイクリーン湖西	白須賀 5218-5	579-1811	し尿 浄化槽汚泥 2	市指定全域
3	環境保全(株)	新居町中之郷 1771	594-2323	し尿 浄化槽汚泥 5	市指定全域

4 中間処理実施計画

中間処理実施計画は次表に定める。

施設名	所在地	処理主体	処理方法	処理能力	搬入量(kl)		搬出量(t)	
					し尿	浄化槽汚泥	脱水汚泥	可燃ごみ
湖西市衛生プラント	白須賀 3465	湖西市	標準脱窒素処理	92.3 kl/日	1,413	27,951	686	45

5 処理困難物

区分	状態
油脂分を含むもの	合併浄化槽等に油脂分が入りラード状等に塊ったもので、市の施設に搬入された場合、明らかに施設の正常な運転を妨げる恐れがあるもの
高濃度の汚泥	浄化槽等において、不適切な維持管理等により高濃度に濃縮された汚泥で、市の施設に搬入された場合、明らかに施設の正常な運転を妨げる恐れがあるもの
砂・砂利分を多く含むもの	砂・砂利分が槽の底に多量に堆積しているもので、市の施設に搬入された場合、明らかに施設の正常な運転を妨げる恐れがあるもの
し尿以外に異物を多く含むもの	し尿中に異物が多く確認され、市の施設に搬入された場合、明らかに施設の正常な運転を妨げる恐れがあるもの
その他市の行う処理に著しい支障を及ぼすと認められるもの	

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者に対しては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）に基づく合理化事業計画を策定し、業務の安定化及び規模の適正化を図る。

第4 し尿・汚泥処理施設

市が所有し稼働している施設は次のとおりとする。

1 し尿処理施設

施設名所在地処理能力

施設名	所在地	処理能力
湖西市衛生プラント	白須賀 3465	92.3kl/日 1